

## 五島市就労支援事業委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

五島市は、就職氷河期世代や中高年層を含む幅広い世代の就労支援事業の実施にあたり、その契約相手方（1者）をプロポーザル方式で公募し、選定する。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 五島市就労支援事業
- (2) 契約内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年2月27日まで

### 3 見積限度額

4, 414, 080円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積額は上記見積限度額を超えてはならない。

### 4 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による申し立てをしていない又はされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産法手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下でないこと。
- (7) 他に応募している法人と主たる役員が重複していないこと。

### 5 スケジュール（予定）

令和7年4月 7日(金)	公募開始・五島市ホームページへの掲載
令和7年4月10日(月)	質疑の受付期限
令和7年4月14日(月)	質疑への回答
令和7年4月15日(火)	参加表明書提出期限
令和7年4月17日(木)	提案書等の提出期限
令和7年4月下旬	審査結果の通知
令和7年4月下旬	契約締結、選定結果公表

## 6 参加意思の確認

本プロポーザルに参加する事業者は、次の通り書類を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和7年4月15日(火) 午後5時必着
- (2) 提出書類 参加申込書(様式1) 1部  
暴力団等排除に関する誓約書(様式1別紙) 1部
- (3) 提出方法 持参または郵送

## 7 質問及び回答

- (1) 受付期限 令和7年4月10日(木) 午後5時まで
- (2) 提出書類 質問書(様式2)
- (3) 提出方法 質問書を電子メールにより提出し、必ず電話(商工雇用政策課宛:0959-72-7862)で送信した旨を連絡すること。
- (4) 回答方法 質問書を提出した事業者に対し令和7年4月14日(月)までに電子メールにて回答を送信するとともに、同日以後ホームページへ掲載。  
なお、評価に対する質問や協議会が契約相手方の選定に公平性を保てないと判断した場合には回答しない。

## 8 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月17日(木) 午後5時必着
- (2) 提出書類 ①提案書(様式3)  
②提案者に関する調書(様式4)  
③業務実施体制調書(様式5)  
④見積書(任意様式)
- (3) 提出場所 実施要領「11 お問い合わせ・提出先」のとおり
- (4) 提出部数 原本1部 副本5部
- (5) 提出方法 持参または郵送
- (6) 提案書及び見積書作成にあたっての留意事項
  - ①提案書
    - ・抽象的な表現は避け、できる限り現実的・具体的な提案に努めること。
    - ・提案書の作成にあたっては要点を簡潔に記述すること。
    - ・提案書作成及びこれに係る付帯作業、プレゼンテーションに関する経費等は、提案者の負担とする。
    - ・提出された提案書については、返却しないものとする。
  - ②見積書
    - ・見積書は任意様式とするが、金額は消費税込みで見積限度額内とする。なお、消費税の税率は10パーセントで算定すること。

- ・仕様書「3業務委託内容」の(3)の①から②に掲げる委託業務ごとの積算内訳がわかるように明記すること。また、追加提案の調査事項がある場合には、その分の積算内訳がわかるように記載すること。

## 9 提案の審査及び評価

提案の審査及び評価は、次のとおりとする。

### (1) 審査方法

見積書の金額が見積限度額内である事業者について申請書類の内容を各審査員が審査のうえ、委託候補者を選定する。

### (2) 評価基準

次の評価基準に基づき評価する。

点数は合計100点満点とし、配点は以下のとおりとする。

#### ①資格審査及び遂行体制等確認

項目	提案項目	評価内容	評価
1 会社名、会社概要	事業者名(正式名称)、設立年、事業所の本社所在地、事業所数、今回の業務の拠点となる事業所の所在地、事業者の主要な事業の概要、代表者名、正社員の人数、キャリアコンサルティングに関する業務の受託実績、調査業務に関する受託実績。 ※調査業務若しくはコンサルティング業務を専門的な他事業者と連携又は再委託する場合は、相手先事業者についても同内容を提案すること。	会社の規模により業務を発注するものではないが、受託実績に関しては評価の対象とする。また、提案内容に優劣つけがたい場合で見積価格も同額ならば、長崎県内に支店や営業所がある場合は、優先する。	10点
2 業務の遂行体制	氏名、役職、経歴、主な研究分野等メンバーの一覧表 遂行体制がわかる樹形図等 ※調査業務若しくはコンサルティング業務を専門的な他事業者と連携又は再委託する場合は相手先事業者における遂行体制も含めること。	組織としての対応能力、機動力、役割分担の明確さなどの体制を総合的に評価する。	10点

## ②実態調査業務・就労支援業務

項目	提案項目	評価内容	評価
1 五島市及び五島公共職業安定所と連携の上、市内求職者へアンケート調査を実施する	本事業の目的を達成するための以下の提案。 ・仕様書に示された項目以外のアンケート項目 ・アンケート手法 ・アンケート回収手法 ・回答促進手法	提案されたアンケート項目やアンケート手法、回答及び回答促進手法が、本事業の目的達成のために効果的であるかを評価する。	20点
2 調査結果を集計分析し報告書をまとめるとともに、支援が必要な対象世代（15～49歳）の洗い出しを行う。	本事業の目的を達成するための、本件取得データの集計分析手法の提案。対象世代（15～49歳）の洗い出しと対象者へのアプローチ手法の提案。	調査結果の分析方法が妥当であるか、支援が必要な対象世代（15～49歳）へのアプローチに効果的な手法の提案であるかを評価。	20点
3 対象世代（15～49歳）の求職者に対し、キャリアコンサルタントによる適性診断とフィードバックコンサルティングを行う。	どのような適性診断を受けさせ、その結果をもとにどのように分析・フィードバックコンサルティングを実施するかを提案する。	対象世代（15～49歳）の抱える課題を解決し、就労に繋がるような適性診断及び分析・フィードバックコンサルティングの提案であるかを評価する。	20点
4 支援対象者へのコンサルティング結果を報告書として整備する。	コンサルティング実施結果について実施後の就労状況を踏まえ、どのように分析するか提案する。	事業実施の内容とその成果を分析できるような提案となっているかを評価する。	10点
5 見積金額	見積金額の提案	費用対効果が高い業務提案であるかを評価する。	10点

### 1.0 審査結果

審査結果は、各提案者に電子メールにて通知するものとする。なお、審査結果に関する異議、質問等は一切受け付けないものとする。

### 1.1 お問い合わせ・提出先

五島市 産業振興部 商工雇用政策課 雇用・起業促進班

住所 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

担当 川村 果歩

TEL 0959-72-7862（直通）

F A X 0959-74-1994 (代表)  
E-mail [shoukou@city.goto.lg.jp](mailto:shoukou@city.goto.lg.jp)